

議案第 2 号

野田市通学区域審議会委員の委嘱について

野田市通学区域審議会条例（昭和57年野田市条例第4号）第3条第2項の規定により、次の者を野田市通学区域審議会委員に委嘱する。

令和4年5月30日提出

野田市教育委員会教育長 染谷 篤

氏 名	備 考
おおの ひろし 大野 寛師	P T Aを代表する者
つるおか なおみ 鶴岡 尚美	P T Aを代表する者

令和4年6月 1日付委嘱

令和4年7月31日満了

提案理由

野田市立小中学校PTA連絡協議会における役職の変更に伴い、残任期間について委嘱しようとするものである。

○野田市通学区域審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 市立学校通学区域の適正化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、野田市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1） 地域の実情に詳しい者
- （2） PTAを代表する者
- （3） 関係教育機関の職員
- （4） 市職員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

野田市通学区域審議会委員名簿

委員構成区分	氏名	職等	備考
地域の実情に詳しい者	やまがた 山形 かつ江	中央地区	
地域の実情に詳しい者	かづしと 兼原 和史	東部地区	
地域の実情に詳しい者	えびはら 海老原 ひでお 偉夫	南部地区	
地域の実情に詳しい者	あいに 藤井 愛子	北部地区	
地域の実情に詳しい者	あきのり 須賀 昭徳	福田地区	
地域の実情に詳しい者	おかだ 岡田 とし 壽	川間地区	
地域の実情に詳しい者	くみ 千葉 久美	木間ヶ瀬地区	
地域の実情に詳しい者	いの 飯野 きみこ 子	二川地区	
地域の実情に詳しい者	きよみ 佐藤 清美	関宿地区	
地域の実情に詳しい者	けい 亀崎 敬子	清水台小学校評議員	
地域の実情に詳しい者	しずえ 栗根 静江	元みずき小学校PTA会長	
関係教育機関の職員	ひろのぶ 村田 弘信	二ツ塚小学校長	
関係教育機関の職員	てつみ 杉崎 哲実	第二中学校校長	
PTAを代表する者	ひろし 大野 寛師	関宿中学校PTA	新任
PTAを代表する者	なほみ 鶴岡 尚美	関宿中学校PTA	新任
市職員	ゆたか 小田川 豊	建設局長	
市職員	ひろゆき 生嶋 浩幸	企画財政部長	

任期：令和2年8月1日から令和4年7月31日まで

(ただし、野田市通学区域審議会条例第4条第3項の規定により、地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。)